

令和3年・令和4年の政令改正の概要

①「計量法施行令等の一部を改正する政令」（公布日：令和3年7月27日）により以下の改正を行った。

(ア)「自動はかり」のうち「目量が十ミリグラム未満のもの又は目盛標識の数が百未満のもの」を特定計量器から除外

※検定のための基準器が存在、かつ取引・証明に使用される可能性が低く特定計量器としての規制の必要性に乏しいため。

【計量法施行令第2条関係】

(イ)「自動捕捉式はかり」のうち「ひょう量が五キログラムを超えるもの」を検定対象から除外

※検定実施に当たって危険を伴うことが判明したため。

【計量法施行令第5条関係】

(ウ)「自動捕捉式はかり」の使用の制限の開始日を2年延期

※メーカーが承認を希望する型式数について、令和4年4月1日までに試験・審査を完了することが困難な状況が明らかとなったため。

【平成29年改正令附則関係】

②「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令」（公布日：令和4年8月5日）により以下の改正を行った。

(ア)「ホップスケール、充填用自動はかり、コンベアスケール」の使用の制限の開始日を5年延期

※最近の特定計量器の使用実態等を踏まえたため。

【平成29年改正令附則関係】

(イ) 自動はかり4器種の検定手数料に係る特例の対象期間を改定

※上記①(ウ)及び②(ア)による使用の制限の開始日を変更したことに伴うもの。

【平成31年改正令・令和2年改正令附則関係】

「平成29年改正令」：計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）

「平成31年改正令」：計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）

「令和2年改正令」：計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十号）